

『基本法コンメンタール・刑法〔第3版〕2007年版』

法律改正に伴う変更のお願い

■本誌刊行後、「刑法の一部を改正する法律」（平成19年法律第54号）が施行されましたので、下記の箇所をご変更いただければ幸いです。

該当箇所	改正前	改正後
<p>第208条の2 p269 上段</p>	<p>(危険運転致死傷)</p> <p>第二〇八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>[平16法一五六第一項改正]</p>	<p>(危険運転致死傷)</p> <p>第二〇八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>[平16法一五六第一項・平19法五四本条改正]</p>
<p>第211条2項 p275 上段</p>	<p>(業務上過失致死傷等)</p> <p>第二一一条 (略)</p> <p>2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。</p> <p>[平18法三六第一項改正]</p>	<p>(業務上過失致死傷等)</p> <p>第二一一条 (略)</p> <p>2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。</p> <p>[平18法三六第一項・平19法五四第二項改正]</p>